

業 務 委 託 契 約 書

収入印紙

ちょう付

- 1 委託業務の名称 令和8年度カシマサッカースタジアム周辺地区整備基本計画策定支援業務
- 2 契約履行場所 鹿嶋市大字神向寺ほか
- 3 履 行 期 間 令和 8 年 月 日から
令和 9 年 10 月 29 日まで 日間
- 4 業 務 委 託 料 金 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円
- 5 契 約 保 証 金 鹿嶋市財務規則第145条第1項第7号により免除

上記の委託業務について、委託者 鹿嶋市 と
受託者 は、次の条項により委託契約を
締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（住 所） 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

（職氏名） 鹿 嶋 市 長 印

受託者（住 所）

（商号等）

（職氏名） 印

(総則)

第1条 受託者は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者が協議して定める。

(期間の延長)

第6条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、委託者と受託者が協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 受託者の責めに帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は、延滞金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）を乗じて計算した額とする。

3 委託者の責めに帰する事由により第10条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、委託者に対して基準率で遅延利息の支払いを請求することができる。

（検査及び引渡）

第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を委託者に引渡すものとする。

（委託料の支払）

第10条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託者に対して適法な支払請求書を提出するものとする。

2 委託者は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を受託者に支払わなければならない。

（債務負担行為に係る年度別支払額）

第11条 業務委託料の年度別支払額は、以下のとおりとする。

年度	金額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
令和8年度	金 円	金 円
令和9年度	金 円	金 円

（違約金）

第12条 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者が契約を解除したときは、受託者は業務委託料の10分の1を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

（暴力団の排除）

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下こ

の条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。